

消費生活 トラブル

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明され、その場で契約した。その後、契約書をよく読むと『損害保険金支給額の40%を手数料として支払うこと』と記載がある。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。不審なので解約したい。

今月の相談



保険金請求サポート 契約トラブル

曾於市消費生活弁護士 相談会のお知らせ

日 程 9月16日(水)
時 間 午前10時～正午
場 所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定 員 4名
相談時間 1人30分

※相談無料。事前申込み順です。

その3

損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。業者から嘘の理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。

その2

勧誘されてもすぐに契約せず、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。

その1

台風などの自然災害の後、「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合に違約金を請求されるケースがみられます。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

私たちの 体操教室

財部町

七村体操教室



七村自治公民館で体操を始めて今年で3年目になります。全員が笑って楽しく過ごせる時間にしたいと思い、ゲーム・クイズ・川柳・民話なども取り入れて茶話会もしています。参加者が持ち寄った写真を通して七村自治会の歴史を振り返る機会にもなりました。一人でも多くの人に参加していただくと嬉しいです。皆さんも一緒に楽しく体操をしてみませんか？



児玉 次雄 さん

責任感の強い取りまとめ役で地域のために一生懸命です。ストレッチやラジオ体操を日課とし、短歌は脳トレによいと財部短歌会に加入されています。

お問い合わせ

福祉介護課 地域・高齢者支援係 ☎ 0986-76-8807